# 平成 26 年度 定期監査実施計画

平成 26 年 2 月 27 日 監 査 委 員 決 定

地方自治法第 199 条第 4 項による同条第 1 項に規定する財務に関する事務の執行 に関する定期監査を下記のとおり実施する。

### 1 実施方針

執行された事務事業について、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が 法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事 業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施す る。

### 2 監査の重点事項

次の事項に重点を置き監査を行う。

- (1) 随意契約について
- (2) 履行確認について
- (3) 収納事務について

## 3 監査の対象範囲

平成 25 年度及び平成 26 年度の監査実施当日までに執行された杉並区一般会計、 国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び中小企 業勤労者福祉事業会計に係る事務事業

なお、財産の管理状況は、監査日現在とする。

#### 4 監査の対象部局等

庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した次の庁外施設(65 箇所) とする。

- (1) 産業振興センター、杉並福祉事務所(2所)、杉並保健所、保健センター(2所)、 杉並清掃事務所、済美教育センター(特別支援教育課を含む。)、中央図書館
- (2) 区民(駅前)事務所(3所)、地域区民センター(2所)、消費者センター、こども発達センター、障害者通所施設(1所)、高円寺車庫、郷土博物館、地域図書館(2館)
- (3) 杉並会館、区民会館(1所)、区外宿泊施設(1所)、障害者地域相談支援センター(1所)、保育園(8園)、保育室(1所)、子供園(1園)、児童館(8館)、ゆうゆう館(4館)、公園管理事務所(1所)、すぎなみ環境情報館、小学校(10校)、中学校(5校)、体育施設(1所)

### 5 監査の実施期間及び通知

監査の実施期間は次のとおりとする。なお、実施に当っては、区長等関係機関に対し実施日のおおむね1か月前までに通知する。

部 局 名	実施期間
政策経営部	4月中旬~8月下旬
総務部・会計管理室	5月中旬~8月下旬
区民生活部	5月下旬~ 10月下旬
保健福祉部	8月下旬~3月下旬
都市整備部	4月中旬~8月下旬
環境部	6月上旬~9月下旬
教育委員会事務局(学校を含む。)	11月中旬~3月下旬
行政委員会事務局等	12月上旬~3月下旬

## 6 監査の方法

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合、証拠書類の確認をする。また、庁外施設については、施設の管理状況等を実査する。

# 7 監査の結果に関する報告及び公表

監査の結果は、区長等関係機関に速やかに報告し、公表する。